

議案第 24 号

すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 9 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例

すみだ福祉保健センター条例（平成元年墨田区条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とする。

第 3 条第 1 項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

第 4 条の表備考中「歯科相談施設及び」を削る。

第 14 条第 3 項中「第 7 条」を「第 6 条」に改め、同条第 11 項中「第 11 条から第 13 条まで」を「前 3 条」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 11 月 5 日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

すみだ福祉保健センターで実施している障害児（者）の歯科相談事業を、すみだ保健子育て総合センターに移行させることに伴い、当該事業に係る規定を削るほか、所要の規定整備をする必要がある。